

規 則

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六八

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

規則の分類に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―二）の一部を次のように改正する。

本則中「四―〇の系列 職階制」を「四―〇の系列 削除」に、「二三―〇の系列 配偶者同行休業」を「二三―〇の系列 配偶者同行休業 退職管理」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。